

平成28年12月7日
世田谷総合支所

世田谷区立世田谷区民会館第2別館の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成29年4月から9月までの世田谷区立世田谷区民会館第2別館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立世田谷区民会館第2別館の指定期間が平成29年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民会館条例に基づき、平成29年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立世田谷区民会館第2別館
- (2) 所在地 世田谷区太子堂四丁目1番1号 キャロットタワー26階
- (3) 現在の指定管理者 株式会社フジランド
- (4) 現在の指定期間 5年間(平成24年4月1日～平成29年3月31日)

3. 指定管理者制度適用の理由、効果

世田谷区民会館第2別館では、事業者の経営手法や運営ノウハウを活用し、創意工夫を凝らしたサービスの提供や管理業務の効率化を図ってきた。

また、利用者のニーズを把握し迅速な対応等を行い区民サービスの向上が図られるため指定管理者制度を継続する。

4. 指定期間

6ヶ月間 (平成29年4月1日～9月30日)

5. 指定管理者候補者の選定方法について

(1) 選定方法

世田谷区立区民会館条例第7条第1項に定める特別の事情の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で選定方法を決定し、適格性の審査を行う。

(2) 特別な事情について

世田谷区民会館第2別館の運営については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例を新たに制定し、展望ロビーを活かした事業展開を図ることとした。新条例の施行は、平成29年10月からのため、平成29年4月から9月までの6ヶ月間は公募期間と引継期間とし、世田谷区立区民会館条例第7条第1項による特別の事情の規定に基づき、現在の指定管理者から6ヶ月間の事業計画書等の提出を受け付け、指定管理者としての適格性を審査するものとする。

6. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置する。

(2) 選定委員の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

学識経験者を含む外部委員 5 名と、区職員 2 名とする。

7. 選定基準

世田谷区立区民会館条例第 7 条第 3 項に定める選定基準に基づき選定を行う。

(1) 区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール(予定)

| | | |
|---------|--------|-----------------------------|
| 平成 28 年 | 1 2 月 | 選定委員会(選定方法) |
| | 1 2 月 | 区民生活常任委員会報告(選定方法) |
| | 1 2 月~ | 選定期間(適格性審査) |
| 平成 29 年 | 2 月 | 政策会議(選定結果) |
| | 2 月 | 区民生活常任委員会(選定結果) |
| | 3 月 | 第 1 回区議会定例会(指定管理者、指定期間等の提案) |
| | 4 月 | 次期指定管理者による管理の開始 |